

令和4年10月4日

東久留米市長 富田 竜馬

令和5年度予算編成について

予算編成にあたって

新型コロナウイルス感染症は、本年に入り新規感染者数が減少傾向となっていたが、7月以降、感染者数が高止まりしている状況にあり、ピークを越えているとされているものの、今後も新たな変異株の発生などにより増減を繰り返すことが考えられる。また、社会情勢の変化による原油価格の上昇や金融取引における円安の影響など、先行きが懸念される場所である。しかしながら、どのような状況であっても、「やれる、できる」という姿勢で困難を乗り越え、まちの将来像「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」をめざしてその実現に向けて市政を前進させるとともに、次の50年に向けての礎となる一歩を踏み出すため、次に掲げる事項に重点的に取り組むこととし、個々の英知を集結し創意工夫に努めながら、事業全般にわたり精査を行い編成していくこととする。

- (1) 未来志向の公共施設マネジメント
- (2) 人にやさしいデジタル化
- (3) 子どもたちへの投資

国の経済・財政運営等

内閣府「月例経済報告（令和4年9月）」では、基調判断として、「景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、当面の経済財政運営について、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」および「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」の迅速かつ着実な実行により、景気の下振れリスクに対応し、消費や投資を始め民需中心の景気回復を着実に実現するべく、賃上げや価格転嫁など「成長と分配の好循環」に向けた動きを確かなものとし、人への投資、デジタル、グリーンなど、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義を実現するため、供給力強化と持続的な成長に向けた基盤を構築していくとしている。

令和５年度予算編成に向けた考え方については、成長と分配の好循環に向けた動きを確かなものとしていき、経済・財政一体改革の着実な推進と、新しい資本主義の実現に向け、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップへの投資」、「GXへの投資」、「DXへの投資」の分野について、計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進することなどを掲げている。

市の財政状況

令和３年度決算における実質収支は約３０億５千万円で、うち一般財源の剰余額は約１３億８千万円、前年度比約９億５千万円の増となり、経常収支比率は８９．０％、前年度比３．９ポイントの下降となったが、これは一時的な要因によるところが大きく、原油価格・物価高騰等が続く中でウィズコロナに向けた対応など様々な課題に取り組むための財源を確保する必要があることに鑑みれば、市の財政状況は依然として厳しい状況にある。将来にわたり健全な財政基盤を構築するために、未来志向の公共施設マネジメントに着手し、DX推進に果敢に取り組むなどしているところであるが、更なる英知を集結して経常収入の増加と経常支出の削減の取り組みへの不断の努力と継続が必要である。

令和５年度は、歳入で市税などが増加するものの、一般財源は減少することが予測され、歳出で社会保障関係費や公債費、債務負担行為に係る事業の増加に加え、物価高騰等による経費の増加が見込まれることなどにより、一般財源の不足が予測される。

また、公共施設の老朽化対策等の臨時的事業の財源も確保しなければならず、財源を適切に配分するためには、事務事業の廃止・休止を含め、前例に捉われず積極的に経費の見直しを行い、目的達成の効果や効率、重要度を見極める必要がある。

基本方針

１ 歳入の見積りについて

- (１) 市税収入は本市の予算編成上、極めて重要な位置を占めている。その見積りに当たっては、経済情勢を的確に把握分析し、税制改正の動向等を十分勘案した上で、更に精度を向上させた年間収入見込額を見積ること。
- (２) 地方交付税や税連動交付金等については、地方財政計画、東京都の見積りや関連法令の改正動向を十分勘案し適切に見積ること。
- (３) 国、東京都の予算編成及び制度改正等の動向を十分注視し、交付金や補助金等の変動・新設に対する迅速な対応を図るとともに、補助の対象となり得る事業の再確認を行い、獲得に努めること。また、新たな補助制度の把握と積極的な活用を図るほか、あらゆる特定財源の確保に努めること。
- (４) 普通建設事業における地方債の活用には当たっては、財政健全経営計画（改定版）「実行プラン」で示した上限を踏まえ、後年度負担に留意して可能な限り抑制を図ること。

- (5) 税、負担金、使用料等については、従来からの方針通りに現年分の滞納繰越を抑制するとともに、滞納繰越分の一元的な徴収に努めること。

2 歳出の見積りについて

- (1) 「実行プラン」に示した事項は、年次スケジュールに従い確実に反映させること。事業実施に伴う必要経費は、特定財源の確保及び実施体制と実施手法のさらなる精査を行い、一般財源を抑制すること。
- (2) 市の裁量度の高い事業や市単独の事業は、経費を極力縮小することとし、ゼロベースの視点から、より行政効果を高める手法がないかを検討すること。また、新規事業や経費が増加する事業について予算要求する場合は、その一般財源分の負担額を、部内の同一施策の事業の見直し等により捻出するよう努めること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止、縮小等した事業については、改めて事業実施の効果と必要性を検討し、要求する場合は、感染防止対策も含めて前年度の予算額の範囲内とすること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により特別な経費が見込まれる場合は、その手法及び効果を十分精査した上で要求すること。
- (5) 扶助費の要求については、社会保障関係費が他の経費を圧迫している現状を十分認識し、制度改正及び高齢化等による増加分に相当する伸びに収めることを基本とする。また、国の社会保障分野における改革の検討状況を注視し、影響額を可能な限り見積ること。
- (6) 補助金については、期限を定めないものは原則として新設しないこと。既存補助金については、時代状況の変化を踏まえ、共通業務運用指針の見直し基準に沿って検討の上、要求すること。なお、国・東京都の補助の終了、補助割合の減率等があった場合は、原則、事業の廃止・縮小を行い、要求時の一般財源の増額は行わないこと。
- (7) 人件費については、事務執行体制の工夫やワークライフバランスの観点からも十分な検討を加えて削減、抑制に努めること。特に、会計年度任用職員の任用については、更なる精査を行った上で、必要とする最低限の人数、勤務時間及び任用期間の要求とすること。

3 普通建設事業の要求について

- (1) 公共施設については、当面の施設保全及び法令その他による工事として選定された事業に基づく要求とし、整備の内容等を十分に精査した上で要求すること。
- (2) 都市計画施設の建設においては、新設に限らず既存施設の改修においても、都市計画事業認可の取得を検討し、都市計画事業基金の処分も含め、可能な限り都市計画税の充当を図ること。

4 基金の活用等について

- (1) 財政調整基金は、災害発生時や年度中の資金繰りに備え一定額の積立てが必

要であることを考慮に入れた上で、処分規定に沿って適切に活用すること。

(2) 特定目的基金は、事業計画等を基に処分規定に沿って適切に活用すること。

5 特別会計の運営について

各特別会計の予算編成については、一般会計に準じて適切に見積ること。特に医療・介護に係る3特別会計については、国の改革工程表に関連する事業では、その検討状況を注視し、抑制額を可能な限り見積り繰入金の要求を行うこと。

また、独立採算の原則を踏まえ、国民健康保険特別会計においては、法定外の繰入れを可能な限り抑制することとし、下水道事業会計においては、基準外の繰入れが生じることのないように留意すること。